

# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	希望の家訪問看護ステーション
所在地	群馬県桐生市相生町5丁目493番地
管理者氏名	藤掛 美佐江
電話番号	0277-73-2605
FAX番号	0277-73-6462
事業所番号	(介) 1063090003
	(医) 3090003
サービス提供地域	桐生市・みどり市

## 2. 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

希望の家訪問看護ステーションが行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（看護師等）が訪問看護の必要性を主治医に認められた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

- ① ステーションの看護師等は利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ② 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

## 3. 従業員の職種・員数・勤務形態

職種	勤務形態	員数
管理者	常勤兼務	1
看護職員	常勤専従	2
リハビリテーション職員	常勤兼務	1

## 4. 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	平日 9:00 ~ 17:30
休業日	祝祭日、土曜日、日曜日、年末年始

## 5. サービス内容

訪問看護	内容
	ア) 症状・障害の観察
	イ) 療養生活や、介護方法についての相談
	ウ) 食事・入浴・排泄などの日常生活のお世話
	エ) リハビリテーション
	オ) 床擦れなどの手当て・医療機器やカテーテルの管理
	カ) 病気に対する専門的な看護
	キ) その他

## 6. 利用者負担金

### <介護保険>

\*介護保険訪問看護費（介護報酬の1割負担）

20分未満（早朝・ 夜間・深夜のみ）	30分未満	30分～ 1時間	1時間～ 1時間30分
314円	471円	823円	1,128円

\*介護予防訪問看護費（介護報酬の1割負担）

20分未満（早朝・ 夜間・深夜のみ）	30分未満	30分～ 1時間	1時間～ 1時間30分
303円	451円	794円	1,090円

\*加算等

### <時間外加算>

- ・夜間（午後6時～10時） 所定の25%増
- ・早朝（午前6時～午前8時） 所定の25%増
- ・深夜（午後10時～午前6時） 所定の50%増

### <緊急時訪問看護加算>

利用者または、その家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制が整備されている場合 1月につき 600円

<特別管理加算>

特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合

1月につき 500円(重度)  
250円

<初回加算> 退院日又は退所日の初回訪問

1回につき 350円

退院日又は退所日の翌日以降の初回訪問

1回につき 300円

<退院時共同指導加算>

1回につき 600円

<複数名訪問加算>

30分未満 1回につき254円

30分以上 1回につき402円

<ターミナルケア加算>

主治医との連携の下に終末期の看護サービスを継続して最後まで受けた場合

死亡月に1回 2,500円

<交通費>

通常サービス提供区域内

無料

事業所から片道20km以上

500円

<医療保険>

\*健康保険法・後期高齢者医療制度及び関係法令で定める費用

(診療報酬の1~3割負担)

※実際に対応した金額の合計から負担割合に応じた金額となります。

\*加算等

<24時間対応体制加算>

1月につき 6,800円

<特別管理加算>

1月につき 5,000円(重度)  
2,500円

<退院時共同指導加算>

1回につき 8,000円

<複数名訪問加算>

週に1回限り加算 4,500円

〈乳幼児加算〉	6歳未満の乳幼児 1日につき	1,300円
	厚生労働大臣が定める疾病に該当 1回につき	1,800円

〈ターミナルケア療養費〉	死亡月に1回	25,000円
〈交通費〉	片道2km未満	無料
	片道2km～20km	250円
	片道20km以上	500円

〈保険適用外料金〉	休日に関係なく利用	30分	3,500円
		1時間	7,000円

#### ◎その他

- ・サービス実施のために使用する利用者宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者様の負担となります。
- ・希望によりエンゼルケアを行った場合、エンゼルケアで使用した物品の費用は利用者様の負担となります。

#### 7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、下記の主治医、ご家族の他に、救急隊、その他関係機関に連絡いたします。

#### 『緊急時のご連絡先』

主治医	氏名	
	連絡先	
	住所	

ご家族	氏名	
	連絡先	
	住所	

その他	氏名	
	連絡先	
	住所	

- この訪問看護サービスは、利用者様と曜日・時間・回数等の同意の下提供されますが、サービスの性質上（緊急対応や急変などがあり）お約束の時間に訪問できない場合がございます。あらかじめご了承下さい。可能な限り電話連絡等での連絡は出来るように努力いたします。

## 8. 個人情報の保護

- 当事業者は、サービスを提供する際に知り得た利用者及びその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 当事業所は、サービス担当者会議等における個人情報は、あらかじめ同意のうえ使用します。

### <使用目的>

- 主治医への状態報告、相談
  - サービス担当者会議等での報告
  - 入院、入所時の申し送り
- 
- 介護保険対応の利用者様に関しましては、サービス担当者会議や利用者様に関わっておられるサービス事業者様、担当ケアマネージャー様に、必要な情報を提供させていただきます。
  - 医療保険対応の利用者様に関しましては、月1回、保健福祉事務所又は市町村に対して、保健福祉サービスにつなげていただく目的で情報提供させていただきます。
  - 当ステーションは、桐生高等看護学院等の看護学生の訪問看護実習の受け入れ施設となっており、また、ヘルパー1級養成講座の同行訪問実習の受け入れ施設ともなっております。  
利用者様ご家族様のご理解とご協力をお願い致します。

## 9. 苦情窓口

当事業所 ご利用相談窓口	0277-73-2605
担当者氏名	藤掛 美佐江

### 公的機関窓口

市町村介護保険	みどり市介護高齢課介護保険係 0277-76-0974 桐生市介護保険課 0277-46-1111
国民健康保険 団体連合会	介護保険課苦情処理相談窓口 027-296-1323